

5分で読める

ちょっと役に立つ

『時効』

Q & A

平成26年9月

時効裁判事例

最近、時効について以下の記事が掲載されていました。これを参考に時効について今号は考えてみました。

賠償金を支払わず…再び賠償命令

加害者に2度目の賠償命令＝暴行死事件、確定後も支払わず

大阪市で2001年、福岡県太宰府市の●●さん＝当時(26)が暴行され死亡した事件をめぐり、両親が加害者2人に損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁(▲▲裁判官)は22日、請求通り計約8900万円の支払いを命じた。2人に同額の賠償を命じた判決が2004年6月に確定したが、まったく支払われなかったため、権利が消滅する10年を前に再び提訴していた。

両親の代理人によると、2人は「賠償金は支払えない」などとする答弁書を提出。今回の判決によっても支払われる見通しは立っていない。父の■■さん(68)は「まず謝罪し、支払う意思を見せてほしい。生きている限り裁判を続けたい」と話した。(時事通信)

損害賠償請求権利を行使しないとその権利は消滅する。

だから再び裁判を起こした

損害賠償請求権利の時効の法律根拠

- 裁判の判決もしくはこれと同一の効力をもつものにより確定した損害賠償債権は判決確定日の翌日から10年で時効になる
- 債務不履行に基づく損害賠償請求権利(市民、一般人に関して)損害賠償請求ができる日の翌日から10年で時効になる

消滅時効とは？



私は二人の友人に各1万円のお金を貸しました。お金を貸して、10年間返済請求をしていないと時効になって、取り立てができなくなると聞きました。実は、BさんとCさんに以下のように返済請求しています。時効になってしまうのでしょうか？



① Bさんには貸した年に一度返済してくれと連絡しました。ところがBさんはそんな連絡は無視して返済してくれませんでした。私は、そんなに多額でないからと返済請求連絡を止めてしまいました。すでに貸してから12年経過しています。

② Cさんにも毎年年末に返済してくれと連絡しました。5年後に5000円返済してくれました。その後はこれも面倒になって返済請求連絡をしていません。一度返済してくれてから7年経過しています。



お金を貸したら返済請求をしていないとお金を返してくださいという権利を行使できなくなります。

権利は行使しないと消滅してしまうのです。それを時効といいます。

「時効」という言葉はどんなときに使いますか？

例えば「もうあの約束は時効だ」と使います。時効とはある約束、契約の効力が一定の時間を経過したために無効となってしまうことです。

時効には2種類あります。この場合の時効は消滅時効といいます。

消滅時効

1. 消滅時効

これは「権利の上に眠る者」は保護しないという原則です。たとえ正当な権利行使(貸したお金を返してもらい権利を行使)できる者であったとしても、一定の期間、その権利を行使・維持するために必要な措置(例えば、返してくれと請求しなかったなどの行動)をしなかった者を保護する必要はないということです。

これが消滅時効です。

現在の事実状態を優先します。一定期間継続した事実関係を正当な法律関係としてしまうのです。

個人間でお金を貸した場合の消滅時効は10年です。Bさんに貸した1万円は貸してからすでに12年経過しているので時効になって返済請求の権利は消滅しています。



時効を消滅させないためにはどうしたらよいのでしょうか？



返済請求を続けることです。先の事例でいうとCさんは5年後に5000円を返済しました。返済の事実があるとそこから新たに時効期限がスタートします。つまり、5000円返済した時点から時効の消滅期間は10年になります。

返済請求しても相手から何らの返事がない場合に、相手の住所がわかるなら、お金を返してくださいという文面の内容証明郵便を送ります。内容証明郵便を相手を受取れば、返済について何らかの返事があるでしょう。また、こちらから電話連絡で返済請求をします。そうすれば「もう少し待ってほしい」、「●日までに払う」とかの返事をするでしょう。それで時効期間は一旦中断します。リスタートするのです。それでもダメなら裁判をするしかないでしょう。いずれにしても返済請求を継続することが時効を消滅させない方法です。

因みに、時効の消滅は権利の種類によって違います。先の事例のように商売でない個人間の貸し借りの場合は10年です。商売関係の貸し借りの場合、例えばクレジットやローンは5年です。飲食店、料理店のツケは1年間です。1年間請求なしなら時効になってしまいます。飲み得ということです。

取得時効とは？



権利を有する者が権利を行使しない結果、時効が成立してしまう消滅時効はわかりました。それ以外の時効について教えてください。

取得時効



もうひとつの時効は取得時効です。

例えば、AさんがBさんの土地に勝手に家建ててしまったとします。それが20年間続いたとします。この場合に、AさんはBさんの土地を取得したと主張すれば土地の所有権を取得することができます。これを時効取得といいます。

時効取得とは、他人の物または財産権を一定期間継続して占有する者に、その権利を与えるということです。

取得時効の根拠は、ほんとうの権利関係があったとしても、長期間にわたり家建て住んでいた結果を元にもどすと、いろいろな混乱が生じることがあります。ですから一定期間継続した事実関係を正当と認めて混乱を回避する。それが取得時効の根拠になります。

時効期間について



社会保険、民間保険の時効期間について教えてください。



社会保険、民間保険関係の時効は2年です。

社会保険の内容	時効年限
災害補償請求権	2年
労災療養補償給付	2年
労災休業補償給付	2年
健康保険傷病手当金の請求権	2年
健康保険出産手当金の請求権	2年
健康保険出産育児一時金の請求権	2年
分娩費の請求権	2年
健康保険・労災埋葬料の請求権	2年
失業給付請求権	2年

保険の内容	時効年限
自賠責保険金の被害者請求権	2年
保険契約のクーリングオフ	8日
保険会社に対する保険金支払請求権、 保険料返還請求権	2年
保険会社に対する積立金払戻請求権	2年

